



制度・業務

土砂災害特別警戒区域内に係る住宅移転・補強補助制度

来年度に補助申請を検討されている方の事前相談を受け付けています。

着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

がけ地近接等危険住宅移転事業補助制度

補助限度額

引越等費 上限97万5千円

除却費 事業年度における「住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費」

建物助成費 新たな住宅の購入や建設等のために金融機関から借り入れた資金の利子相当額に対し上限421万円

対象

▷特別警戒区域に指定された日以前に建築された住宅を所有し、現に居住しているもの

▷対象住宅の除却を行う、または、除却を行い市内の特別警戒区域以外に対象住宅に代わる住宅の購入等を行う事業

▷その他要件あり

土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助制度

補助限度額

設計費 1棟あたり上限15万4千円(補強設計費用の23%)

工事費 1棟あたり上限77万2千円(補強工事費用の23%)

対象

▷特別警戒区域に指定された日以前に建築された住宅で所有し、現に居住しているもの

▷市市民課課税所得金額が507万円未満の方

▷その他要件あり

☎ 都市まちづくり課 ☎ 892-0121



マイナンバーカードの訪問申請受付



HP

自宅等へ訪問し、市職員がマイナンバーカード申請に必要な顔写真の撮影から申請受付までの手続きを無料で行います。申請時に書類がそろっている場合、カードを自宅に本人限定受取郵便(書留)で郵送します。

日時 12/11(水)・13(金)・19(木)10:00、14:00

対象 交野市に住民登録があり、病気や障がい等の理由により自身で外出することが難しく、初めてマイナンバーカードを申請する方

手続きに必要なもの 本人確認書類(顔写真あり書類1点または顔写真なし書類2点)、通知カードまたは個人番号通知書、住民基本台帳カード(所有者のみ)

※通知カードおよび住民基本台帳カードは受付時に返納してください。

申込条件

- ①訪問先は交野市内であること。
- ②申請から2か月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと。
- ③申請者本人が訪問先におり、申請できること(15歳未満の方および成年被後見人は法定代理人の同席が必要)。
- ④外国人住民の場合は、在留期間が2か月以上あること。
- ⑤顔写真を撮影し申請書を記入する場所を用意できること。
- ⑥職員が自動車で訪問するため、無料の駐車スペースを用意できること(軽自動車1台分)。
- ⑦使用許可や使用料等が必要な施設等で訪問を希望する場合は、申請者において使用許可を受ける等すること。また、使用料がかかる場合は申請者が負担すること。

予約日 12/2(月)～

予約方法

希望日の3日前までに、市マイナンバーカード予約専用ダイヤル ☎ 0570-048978(月～金曜日9:00～17:30 祝日・年末年始を除く)(先着順)

詳細はHPまたはお問い合わせください。訪問時には、職員証を提示します。

☎ 市民課 ☎ 892-0121

マイナンバーカード 土・日曜日受付・交付



申請

交付通知書や有効期限通知書を持ち、平日来庁できない方は、手続きにお越しください。また、申請時来庁方式による受付も行っていますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 12/8(日)・21(土)9:00～12:00

※予約優先制。

予約電話 ☎ 0570-048978(平日9:00～17:30)

場所 市役所本館1階 市民課

※必ず本人がお越しください。

※予約は申請・交付・電子証明書の発行・更新のみです。その他の手続きは予約不要です。

※詳細はHPまたはお問い合わせください。

☎ 市民課 ☎ 892-0121



児童手当の定例払い

次回の定例払いは12/13(金)で、R6.10・11月分を支給します。定例払いは、すでに申請(現況届を含む)を済ませ、支給認定された方に支払います。未申請・書類不備等の方には支払いができませんので、心当たりがある場合はお問い合わせください。

児童手当に関するお願い

次に該当する場合は、必ず届け出をしてください。

▷出生等で子どもが増えたとき

(出生日の翌日から15日以内)

▷転入したとき(転入日の翌日から15日以内)

▷転出したとき

▷公務員になったとき、公務員でなくなったとき

▷子どもの監護・生計関係がなくなったとき

▷生計中心者が変更になったとき

▷その他、支給要件に該当しなくなったとき

10月からの制度改正に伴い、下記に該当する場合はR7.3/31(月)までに必ず届け出をしてください。

▷新たに多子算定対象となる大学生年代(18歳年度末以降22歳年度末まで)の子を養育している方

▷中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方

▷所得限度額超過により支給対象外となっていた方等

☎ 子育て支援課 ☎ 893-6406



税・保険・年金

国民年金保険料2年前納振替等の初回開始日選択



HP

国民年金保険料の口座振替または、クレジットカード納付の2年前納において、開始月が選択できなかったため、R7.1月から以下2種類の選択ができるよう、振替方法を追加します。

2年前納

手続後の、当月分から翌年度3月分(13か月から最大24か月の2か年度分)【割引あり】

2年前納(4月開始)

手続後の、当月分から当年度3月末までは、毎月末に1か月分ずつ【割引なし】

その後、4月末にまとめて24か月分【割引あり】

※上記申請はR7.1/6(月)から窓口受付開始、日本年金機構HPに掲載します。

☎ 枚方年金事務所 ☎ 846-5011

滞納徴収重点月間

市は、市税や保険料の負担の公平性の確保を図るため、12月を「滞納徴収重点月間」と定め、市税・保険料の滞納者に対する催告を強化するとともに、休日開庁を実施します。なお、市税(市・府民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税)や保険料の納付には、便利で確実な口座振替(自動払込み)をご利用ください。

市税・保険料の休日納付相談

平日、仕事等で来庁できない方はご利用ください。

日時 12/15(日)10:00～15:00

場所 市役所本館1階

▷市税＝税務室

▷国民健康保険料・後期高齢者医療保険料＝医療保険課

☎ 税務室・医療保険課 ☎ 892-0121

軽自動車税口座振替済通知書の発送を廃止

R7.4月から排気量250cc超の二輪車が軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)に対応することとなり、車検窓口でオンライン確認できるようになりました。このため、省資源化と経費節減の観点から軽自動車税納税証明書(継続検査用)の発送を令R7年度から廃止します。ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

☎ 税務室 ☎ 892-0121